

報道関係者各位

令和元年10月31日
福祉保健部健康増進課
課長 下川 和夫
電話 055-223-1494

山梨県のインフルエンザの発生状況について (流行期入り)

令和元年第43週(10月21日～10月27日)の感染症発生動向調査結果は次のとおりです。

インフルエンザの定点あたり報告数：1.05人^{※1}

流行期入りの目安となる1.00を上回ったことから、山梨県はインフルエンザの流行期^{※2}に入ったと考えられます。

今後、県内で患者が増えることが予想されるため、別紙の予防対策を改めて県民に周知したいので、報道機関の皆様方にも御協力をお願いいたします。

なお、全国の情報には金曜日に厚生労働省から公表予定です。

- ※1 定点数41医療機関の合計報告数43人 43人÷41医療機関≒1.05人
※2 定点1医療機関あたりの報告数が1.00を超えた時 流行期入りの目安
定点1医療機関あたりの報告数が10.00以上の時 注意報レベル
定点1医療機関あたりの報告数が30.00以上の時 警報レベル

【直近の数値】

週	人数	定点あたり報告数
42週(10/14～10/20)	27	0.66
41週(10/7～10/13)	14	0.34
40週(9/30～10/6)	37	0.90
39週(9/23～9/29)	33	0.80
38週(9/16～9/22)	38	0.93

参考：昨シーズン(平成30年9月～令和元年8月)の流行期入りは
平成30年第50週(12/10～12/16)です。

インフルエンザの予防対策

●インフルエンザを予防するために

- ✓ 帰宅した際は、手洗いを必ず行いましょう。
- ✓ 流行時には人混みを避け、外出時にはマスクを着用しましょう。
- ✓ 十分な睡眠・休養をとり、体調を良好に保つよう心がけましょう。
- ✓ 重症化を防止するため、医師と相談しインフルエンザの予防接種を受けましょう。

●キーワードは「咳エチケット」

- ✓ 咳・くしゃみの症状がある場合は、必ずマスクを着用する。
- ✓ マスクがない場合は、ハンカチなどで口と鼻を押さえ、他の人から顔をそむける。
- ✓ マスクは説明書を読んで正しく着用する。

●インフルエンザにかかったら

- ✓ 早めに医療機関を受診しましょう。
- ✓ 医療機関を受診する際はマスクを着用しましょう。
- ✓ 十分な休養を取りましょう。

(学校保健安全法では、発症してから 5 日間、かつ、熱が下がった後 2 日間(幼児は 3 日)は自宅で休息を取るようになっております。)

- ✓ 抗インフルエンザウイルス薬の種類や服用の有無によらず、異常行動に注意しましょう。